

- 立科小学校/午前9時～午前11時30分
電話 56-3131 (呼)・有線2190 (呼)
- 立科中学校/午後2時～午後5時
電話 56-1076 (呼)・有線2251 (呼)
- 立科町児童館/
午前11時40分～午後1時30分
電話 56-0303 (直通)
有線 8889 (直通)

※予約をされる方は児童館または小・中学校の
教頭先生へご連絡をお願いします。

依然として、「いじめ」の問題

～ 福島地裁いわき支部「いじめ判決」に学ぶ～

立科町教育相談員 岩上起美男

毎日とは申しませんが、依然として、児童・生徒の「いじめ」の問題を報ずる新聞の記事を目にすることがあります。依然として、と申し上げましたのは、その都度、次のような、非常に残念な、やり切れない思いにかられるからです。中学校に勤務していたとき、何件もの「いじめ」にかかわりながら、そのほとんどが十分な解決に至らなかった教師としての自分の不甲斐なさ……。

今も、子どもたちの「いじめ」が根絶していないことに対する憂い……。

7年前の滋賀県大津市立中学校2年男子生徒の事例を契機に制定された「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)が十分に浸透していない歯痒さ……。

そして、衣食住や安全、安心、承認などの「人間としての基本的な欲求」が満たされていないために、成長上のストレスを「いじめ」によって発散している児童・生徒への親身な支援(「いじめ」をせざるを得なかった心情や事情、背景の共感的な理解)と、毅然とした指導(行為の責任及び反省を問う指導)が、今もなお明らかに不足(欠落?)しているのではないか、というもどかしさ……。今に生かされていない「いじめ」に関する反省と教訓とは、平成2年の、いわゆる「いわきいじめ判決」に、端的に示

されていると思います。

同年12月26日、福島地裁いわき支部で言い渡された「いじめ訴訟」の判決は、それまでの、「明白に自殺念慮を表明していたなど、特段の事情がない限り、自殺を予知することは不可能である。」という判例とは大きく異なる内容でした。裁判所が初めて、「いじめと自殺は因果関係があり、いじめ対策を怠った学校に過失がある。必ずしも具体的な自殺の予見可能性を要することはなく、いじめがあれば、教師は、いじめられた児童・生徒の自殺の可能性を予見すべきだ。」と、学校側の責任を認めたのです。

この判決を受けて、当時、まだテレビのバラエティー番組などで人気を博しているキャラクターを微塵も感じさせなかった教育評論家、尾木直樹氏の、次のようなコメントがA新聞に掲載されました。尾木氏自ら、「いかにも苦しい内容である。」と述べていますが、まさに氏の苦渋の分析であり、決意であったと思われま

す。「暴力や金銭強要など、個々の行為への指導は、ある程度できるが、生徒間の支配・服従といった、いびつな人間関係に踏みこむのは、日ごろから信頼を得ていなければならず、教師自身が試されるような難題だ。判決は、全教師に『それをやりなさい。』と言っているわけで、

非常に厳しい。ただ、時代が教師にそこまでの洞察と力量を要請しているのではないか。従来、被害を受けた生徒が『気にしていない。』と言いつつ、担任が『大したことはない。』と言いつつ、それ以上の口出しをためらう傾向もあったが、今後は教師集団が共通の認識、責任感を持って、組織的に取り組んでいく方向に、この判決を生かしたい。」

しかし、まことに残念なことですが、尾木氏のこの決意が学校や教育委員会に届いていないのではないか、と思われるケースが今も起こっているのです。

新聞報道が事実であるならば、このような反省と教訓が全く生きていない特異な事例として、昨年、宮城県仙台市立中学校2年男子生徒が、担任に「いじめ」を訴えていたにもかかわらず、教師からも体罰と不適切な指導を受けていた事例と、「重大事態」の認識を欠いた茨城県取手市立中学校3年女子生徒の事例が挙げられます。

5年前に施行された「いじめ防止対策推進法」が浸透しておらず、指導的立場にあり、いじめの根絶のために重要な役割と責任を担っている教育委員会の「いじめ」に対する姿勢が旧態のままであつたからです。

その最も大きな問題点は、「いじめ防止対策推進法」の第二条第1項に示され